

文化芸術創造発信拠点  
事業評価及び運営団体選考分科会の設置及び運営に関する要領

制 定 平成 29 年 12 月 1 日 決裁  
最近改正 令和 5 年 4 月 1 日 に創第 224 号(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、文化芸術創造発信拠点の事業評価及び運営団体の選考に関する事務を遂行するため、横浜市創造界隈形成推進委員会（以下「委員会」という。）の分科会の設置及び運営について必要な事項を定める。

(分科会の設置及び所掌事務)

第2条 横浜市創造界隈形成推進委員会運営要綱（以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる委員会の担任事務のうち、次に掲げる事項を処理するため、委員会に文化芸術創造発信拠点事業評価及び運営団体選考分科会（以下「分科会」という。）を置く。

- (1) 文化芸術創造発信拠点（以下「対象拠点」という。）で実施する事業の評価にすること。
- (2) 対象拠点の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 対象拠点において、具体的に事業運営を行う団体（以下「事業運営団体」という。）の選考に関すること。
- (4) 対象拠点における事業運営団体の活動評価及び助言に関すること。
- (5) 対象拠点の活用方針に関すること。
- (6) その他前各号に付随する事項に関すること。

(分科会の委員)

第3条 分科会に属すべき委員（委員会の委員に限る。）は、委員会の委員長が指名する。

- 2 市長は、要綱第7条第2項に基づき、各分野における有識者、地元代表者等のうちから分科会に属すべき委員（委員会の委員を除く。）を委嘱するものとする。
- 3 前項の規定により委嘱された委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項に限り審議に加わるものとし、当該事項に関する事項が終了したときは、解任されるものとする。
  - (1) 1号委員 事業運営団体の選考及び事業評価並びにこれらに付随する事項
  - (2) 2号委員 事業運営団体の選考及びこれに付隨する事項

(議長等)

- 第4条 分科会には、議長を置く。
- 2 議長は、分科会の会務を総理する。
  - 3 議長は、委員会の委員長が指名する。

(会議)

第5条 分科会の会議は、議長が招集する。ただし、委員改選後の最初の会議の招集は、委員会の委員長が行う。

- 2 議長は、分科会の会議の議事を進行する。
- 3 分科会は、分科会委員総数の半数以上の出席がなければ、会議を開催することができない。ただし、緊急の場合等で分科会の会議を開催することが困難であると議長が認めるときは、各委員に個別に意見を聞くことで分科会の会議に代えることができる。
- 4 分科会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 分科会は、必要に応じて会議に分科会委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(分科会委員の責務)

第6条 分科会委員は、公平、公正に事業の評価及び運営団体の選考を行わなければならない。

(選考における禁止事項)

- 第7条 分科会委員が対象拠点の運営に直接的に携わったことが判明した場合、当該委員は対象拠点の事業評価及び事業運営団体の選考に関わることができない。
- 2 分科会委員が直接的に運営に携わる団体が選考に応募したことが判明した場合、分科会は、その団体を事業運営団体に選考してはならない。
  - 3 分科会委員は、分科会を通じて知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市及び分科会が公表した情報についてはこの限りではない。

(選考結果の公表等)

第8条 分科会における運営団体の選考の経過及び結果は、事業運営団体が決定した後、公表するものとする。

(委員会への報告)

第9条 分科会において審議・決定した事項は、議長が委員会に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、議長が分科会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領施行後最初の会議の招集は、委員会の委員長が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。